

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和6年度予算額 8,613百万円（8,613百万円）】

【令和5年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約880万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- 令和8年度の污水处理施設の概成目標の達成に向け、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を支援するとともに、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費用を支援。
- また、防災・減災、国土強靱化の観点から、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化や被災した浄化槽の復旧等を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金等により支援する。

※令和5年度補正・令和6年度予算では支援対象に下線部分を追加。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

污水处理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用

○浄化槽災害復旧事業

○公共浄化槽の整備促進に向けたPFI事業（BTO,BOO,BOT方式）への支援

○公共浄化槽・個人設置型浄化槽の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

○浄化槽整備効率化事業

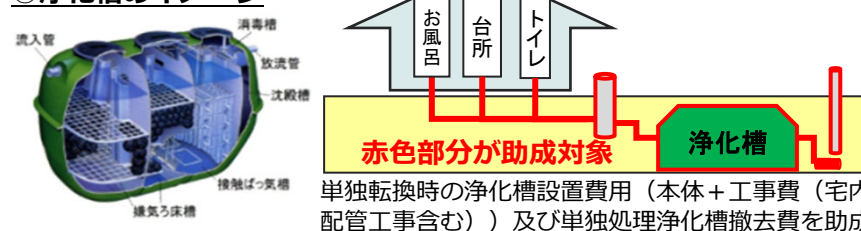
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業スキーム



○費用負担

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

個人（6割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象（要協議）

公共浄化槽等整備推進事業

2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
-----------------	---------------

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

個人（5割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

自然公園等事業費等（含む自然環境整備交付金/環境保全施設整備交付金）



【令和6年度予算額 8,235百万円（8,235百万円）】

【令和5年度補正予算額 4,786百万円】

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③ 自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑤ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジターセンター、
標識の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281

指定管理鳥獣捕獲等事業費



【令和6年度予算額 200百万円（200百万円）】

【令和5年度補正予算額 2,300百万円】



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的としたイノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

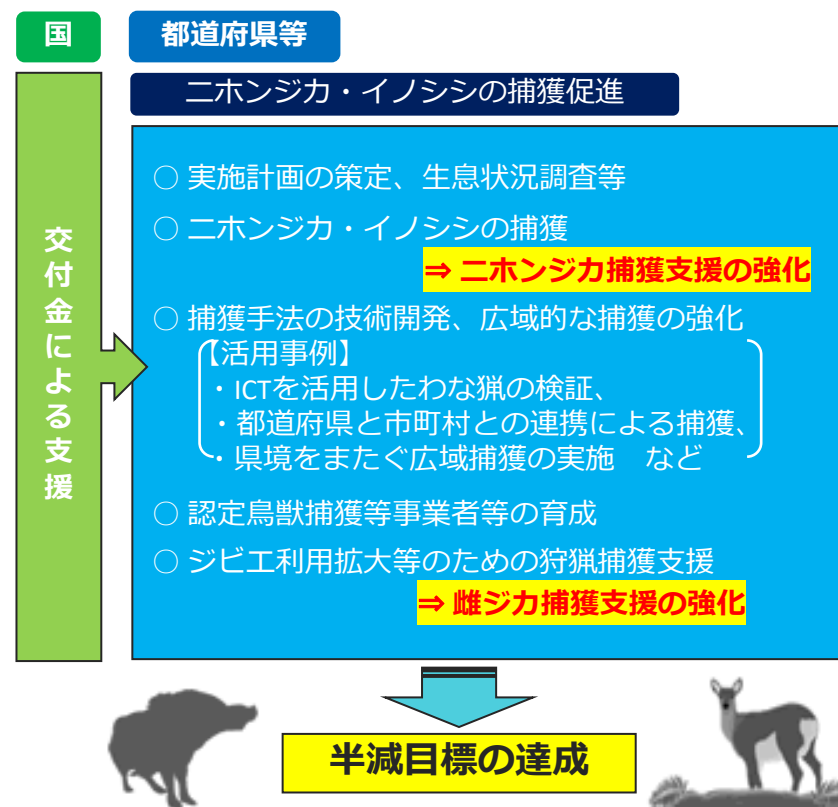
ニホンジカ・イノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱収束後のイノシシの個体数の増加を防ぐため、都道府県等が行う以下の取組について交付金により支援する（特に半減目標の達成が困難なニホンジカについて更なる捕獲体制強化が必要）。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等（ニホンジカ・イノシシ）
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援・捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1 / 2、2 / 3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和10年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

【参考】令和6年度指定管理鳥獣対策事業交付金（ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施	都道府県協議会	都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	- 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 - 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県	事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲、ニホンジカの生息密度が20頭/km²を超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県が行うニホンジカの捕獲については事業費の2/3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	<都道府県の場合> - 効果的な捕獲手法の技術開発等 - 市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施 - 都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施 <協議会の場合> - 広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施 - 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県協議会	「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。 - ただし、北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。 - ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。 - 都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行う都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画（実施要領別記様式第5 別添）」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出）
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等	都道府県協議会	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施	都道府県	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	- ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 - 狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等 - 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 - 狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要となる取組の実施 （※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地において適切に埋設処分した場合も支援対象）	都道府県	- ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 1頭9千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり10千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各2頭目から支払い） 1 処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 - 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 1 頭8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり9千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各1 頭目から支払い） - 処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）

新規【参考】令和6年度指定管理鳥獣対策事業交付金（クマ類総合対策事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象 事 業 者	交付割合
①計画策定・調査等事業	- 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等。 - 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施。	都道府県 協議会	- 事業費5,000千円を上限とする定額（都道府県） - 事業費10,000千円を上限とする定額（協議会） - ただし、いずれも定額を超える事業費分は1／2以内 - 交付上限額は12,500千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかると認められる場合に限り、事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円。）、15,000千円（協議会）
②捕獲等事業	- 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。 - 捕獲個体の搬出・処分の実施。	都道府県	事業費の1／2以内（都道府県）
③出没防止対策事業	市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、見回り、学習会の開催、普及啓発の実施。	都道府県	事業費の1／2以内（都道府県）
④出没時の体制構築事業	- 市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練、出没対応マニュアルの作成。 - ICT等を活用した出没情報の収集・提供の実施。	都道府県	事業費の1／2以内（都道府県）
⑤クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	<都道府県> - クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 <協議会> - 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。	都道府県 協議会	- 事業費2,000千円を上限とする定額 - ただし、定額を超える事業費分は1／2以内



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

1. 事業目的

- ① 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標を達成するため、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。
- ② 各地域の取組を支援だけでなく、自立化を促進する。

2. 事業内容

- ・「生物多様性地域連携促進法（平成23年施行）」「生物多様性国家戦略2020-2030（令和5年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・法に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、短期的に支援。

- ① 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
- ② 広域連携生態系保全のための活動計画策定支援（交付率1/2、原則2年）
- ③ 地域・民間の連携促進活動（交付率1/2、原則2年）
- ④ 動植物園等による生息域外保全（定額:上限200万円、原則3年）
- ⑤ 国内希少種の保全活動（定額:上限250万円又は上限150万円、原則3年）
- ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率3/4、原則2年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は3/4、1/2又は定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例1 出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク推進事業（R1～R3）（島根県出雲市・雲南市）

コウノトリやトキと共に生きる持続可能な地域の実現に向けて、出雲・雲南地域生物多様性連携保全活動計画を作成し、環境づくりや普及啓発活動等を実施。

事例2 フサゲルカミササギの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサゲルカミササギ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



事例3 三井樂ふるさと景観の椿林・円畑・スケアン再生で地産品ブランド化事業（R3～R5）（長崎県五島市）

放棄された円畑（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畑で栽培したサツマイモをカンコロ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畑」としてブランド化。

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



【令和6年度予算額 20百万円（20百万円）】

地域主体で取り組むエコツーリズムの取組を支援し、持続的かつ魅力的な地域作りを推進します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

- ・国立公園等においては、ツーリズムの基盤となる地域の自然資源を持続的な形で活用していくことが重要であり、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育」というエコツーリズム推進法の4つの基本理念を実現していくための体制・ルールに基づく取組が必要。
- ・国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり（安全管理、環境への配慮含む）

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

一般廃棄物処理施設の整備



【令和6年度予算額 49,518百万円 (49,442百万円)】

【令和5年度補正予算額 95,140百万円】



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

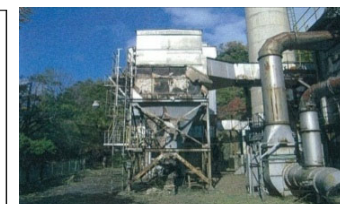
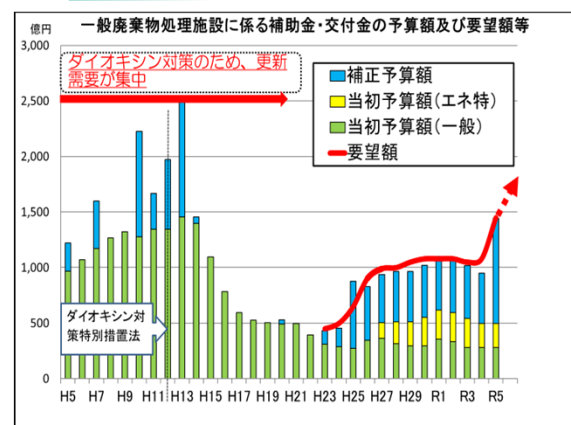
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1／3（一部1／2等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



＜老朽化施設等の更新＞



＜被災時のリスク対策＞



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度予算額 42,520百万円 (35,000百万円)】
【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・暮らし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ① 脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ② 重点対策加速化事業への支援

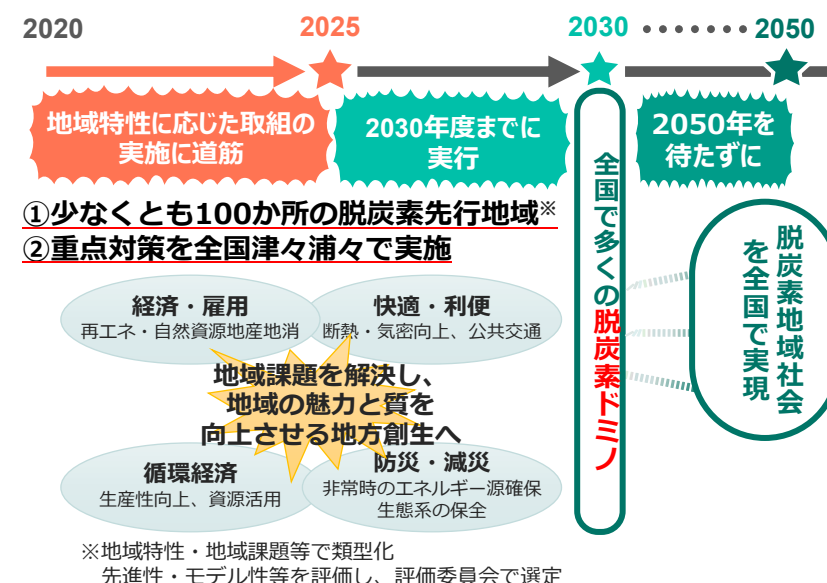
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

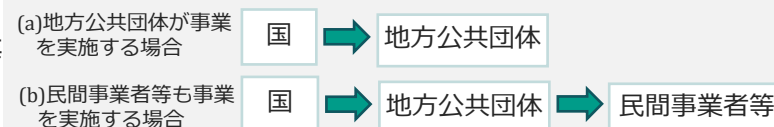
4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

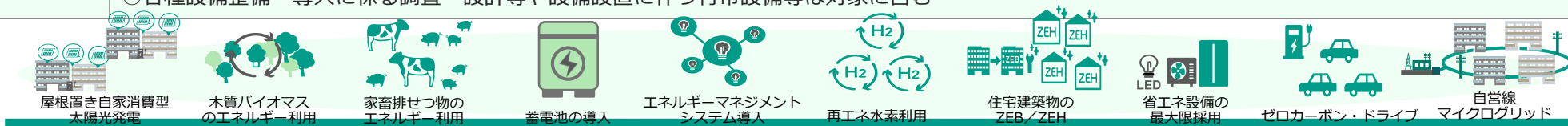
<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。	民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



【令和6年度予算 4,000百万円（4,260百万円）】

【令和5年度補正予算額 8,211百万円】



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）

営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）

住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

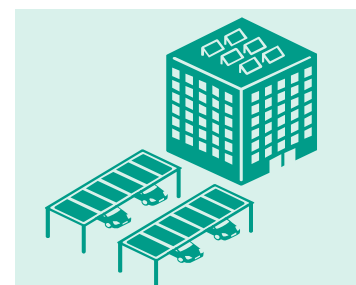
3. 事業スキーム

■事業形態 ①～④：間接補助事業（補助率1/3、1/2、3/5）

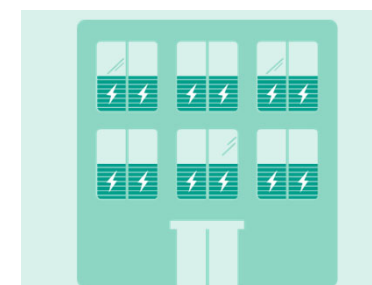
■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 ① 令和3年度～令和7年度 ② 令和4年度～令和7年度
③ 令和6年度～令和7年度 ④ 令和4年度～令和6年度

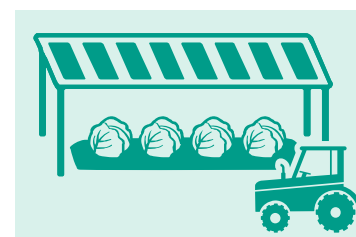
4. 事業イメージ



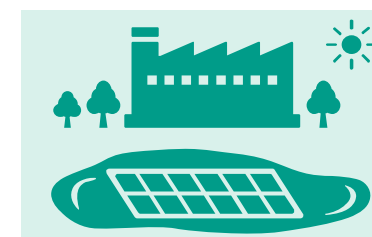
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341